

残工事（北野博善斎場 路盤未施工・舗装工事）

平成 7 年 12 月 20 日、建物は竣工したが、冬期間に入り、外構の路盤工事と舗装工事は翌年春に行うとした文書を(有)丸倉共立商事は五洋建設(株)より受け取り、平成 7 年 12 月 20 に竣工したとして工事費の残金を五洋建設(株)に支払った。

平成 7 年 12 月 日

残工事報告書

有限会社丸倉共立商事
代表取締役 〇〇〇〇 殿

札幌市中央区 1 条西 1 丁目 1 4 番 2
五洋建設株式会社札幌支店
取締役支店長 豊田 昭



下記工事のうち外構工事（路盤未工事及び舗装工事）は来春 4 月中旬頃路盤の状況を確認のうえ速やかに施工いたします。但し融雪後路盤の不良箇所が発生した場合は速やかに処置致します。

言己

工 事 名 共立ビル新築工事

工 事 場 所 札幌市豊平区北野 3 条 3 丁目 1 4 8 - 1

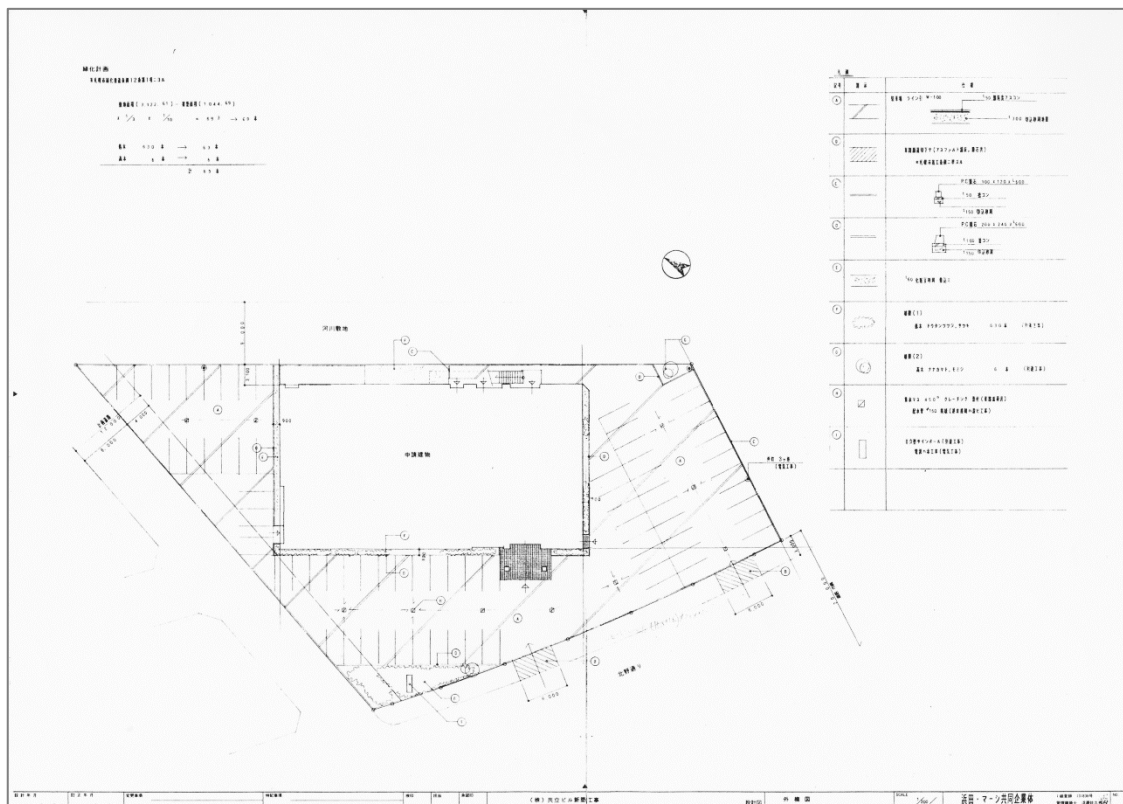
着手年月日 1995 年 7 月 27 日

完成年月日 1995 年 12 月 20 日

以 上

㈱博善社と交わした駐車場付建物賃貸借契約により(有)丸倉共立商事は建物の立ち入りを制限されていた為に外構工事が五洋建設と交わした工事請負契約内容とは異なる工事が行われていることを知ったのは平成17年4月であった。

外構図



確認申請では札幌市緑化推進条例12条第1項により、犬走りと緑地を設け、低木(630本)、高木(6本)を植樹するとして確認申請し、確認通知が下りている。しかし、犬走りも緑地も施工されておらず、一本の植栽も植樹されていなかった。

平成17年に確認申請内容と異なる建築工事が行われていたとして提訴した損害賠償の調停の席で、㈱ランドブレイン代表は「博善社が植栽を除去していた。」と述べている。

㈱ランドブレインと交わした覚書には、工事監理業務の遂行が含まれている。しかし、(有)丸倉共立商事に工事監理業務の遂行を約しているながら、㈱博善社の植栽の除去を見逃し、犬走りと緑地部分が全てアスファルト舗装されることを承知していたにも拘らず「㈱浜田設計が㈱マーシ都市設計に孫請けに出したもので工事監理について責任は負えない。」と㈱ランドブレイン代表は述べている。